表 - 1 水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法 - 全国)<sup>注1)</sup>

		平成19年 3月31日現在	新設	既設	瀬戸内 法から の移行	瀬戸内 法への 移行	廃止等	平成20年3月31日 現在の設置基数	特定 事業場数	鉱山保安法 平成19年 3月31日	等関係法令 平成20年 3月31日	施設 注7) 特定
		の設置基数 a	注2) b	注3) c	注4) d1	注4) d2	注5) e	a+b+c+d1 - d2- e	注6)	現在の 設置基数	現在の 設置基数	事業場数 注6)
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ 造の用に供する塩素又は塩素化合物による		76	0	0	0	0	1	75	27	0	0	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン	洗浄施設	53	1	0	0	0	0	54	38	0	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施	設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施	AF 1	21	0	0	0	0	0	21	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉が 処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	^ら発生するガスを	6	0	0	0	0	0	6	3	0	0	0
塩化ピニルモノマーの製造の用に供する二塩化エ		15	0	0	0	0	0	15	2	0	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設 設、廃ガス洗浄施設	.,	5	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に使 ガス洗浄施設		4	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0
4-クロロアタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する 設及び廃ガス洗浄施設		6	0	0	0	0	0	6	2	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する ス洗浄施設		3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
ジ オナサジンバイルットの製造の用に供するニトロイト 還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施 浄施設、ジオキサジンバイルット洗浄施設及び熱	設、還元誘導体洗 風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミウム又はその合金の製造の用に供する原 乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん	ν 施設	75	5	0	0	0	0	80	35	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス 集じん施設		15	0	0	0	0	0	15	4	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供す 施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	「る施設のうちろ過	253	7	0	0	0	6	254	6	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	2,011	36	3	0	0	60	1,990	972	14(6)	14(6)	9(4)
虚式集しん施設及び灰の貯留施設で あって汚水又は廃液を排出するもの	灰の貯留施設	822	7	0	0	0	10	819	393	0	0	0
	小計	2,833	43	3	0	0	70	2,809	1,365	14(6)	14(6)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		127	5	0	0	0	2	130	18	0	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		54	0	0	0	0	1	53	34	0	0	0
下水道終末処理施設		252	2	0	-	-	2	252	221	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業 水の処理施設	美場から排出される かんしゅう	42	3	0	0	0	4	41	21	2	2	2
合 計		3,840	66	3	0	0	86	3,823	1,784	16(6)	16(6)	11(4)

注1)瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7)法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )に再掲した。

表 - 2 水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域)<sup>注1)</sup>

		平成19年			2+412	:+ ^ 0		교육00년0日4日	#±÷	お言み海
		平成19年 3月31日現在の	新設	既設	法から の移行	法への 移行	廃止等	平成20年3月31日 現在の設置基数	特定 事業場数	瀬戸内海法5条
		設置基数	注2)	注3)	注4)	注4)	注5)	a+b+c+d1	注6)	不許可
T+=41/- 11° 11-1° 1/	111	a	b	С	d 1	d 2	е	- d 2- e		件数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(セの用に供する塩素又は塩素化合物による漂		16	0	0	0	0	0	16	7	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレンタ	净施設	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	ζ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉か 理する施設のうち廃ガス洗浄施設	ら発生するがスを処	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ピニルモスマーの製造の用に供する二塩化エチル		17	0	0	0	0	0	17	4	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 設、廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供す ス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ 及び廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する 洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジ オナサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化i元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、設、ジオナサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾鴆	還元誘導体洗浄施 禁施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施	<b>没</b>	3	0	0	0	0	1	2	1	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス じん施設	先浄施設及び湿式集	1	0	0	0	0	0	1	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供す 設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	る施設のうちろ過施	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	210	2	0	0	0	1	211	81	0
湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって汚水又は廃液を排出するもの	灰の貯留施設	30	0	0	0	0	0	30	10	0
	小計	240	2	0	0	0	1	241	91	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
7ロン類の破壊の用に供する施設のうちプラス゚マ反応施設、廃ガス 洗浄施設及び湿式集じん施設		1	0	0	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設		-	-	-	-	-	-	-	-	-
水質基準対象施設を設置する工場又は事業 の処理施設	場から排出される水	11	1	0	0	0	0	12	7	0
合 計		299	3	0	0	0	2	300	116	0

注1)法に基づく届出は含まない。

注2)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4)事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

# 表 - 3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況<sup>注1)</sup>

#### アルミニウム合金製造用溶解炉 新設

<del></del>		74 160 ALLO		
測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
6.8	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.13ng-TEQ/m³N)。 集合煙突での測定	福井県
6.8	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.13ng-TEQ/m³N)。 集合煙突での測定	福井県
1.6	1	行政	改善命令。改善後の行政検査で基準値以下 (0.0032ng-TEQ/m³N)。	福島県
1.2	1	設置者	改善等を口頭指導。H19.11.1施設使用廃止届出。	富山県

#### 廃棄物焼却炉(4t/時以上) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
0.16	0.1		改善等を文書指導 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。 改善後の設置者による測定で基準値以下 ( 0.0014ng- TEQ/m <sup>3</sup> N ) 。	千葉県
0.12	0.1		改善等を文書指導 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。 改善後の設置者による測定で基準値以下 ( 0.017ng- TEQ/m <sup>3</sup> N ) 。	千葉県
0.12	0.1	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (0.044ng-TEQ/m³N)。	豊田市

平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積 $2m^2$ 以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

## 廃棄物焼却炉(4t/時以上) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
3.0	0.1	行政	改善命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	郡山市

## 廃棄物焼却炉(2t/時~4t/時) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
1.4	1	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (0.30ng-TEQ/m³N)。	山形県

#### 廃棄物焼却炉(2t/時~4t/時) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
41	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.52ng-TEQ/m³N)。	埼玉県
8.5	5	行政	改善等を口頭指導 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。 改善後の設置者による測定で基準値以下 ( 3.2ng- TEQ/m <sup>3</sup> N ) 。	秋田県
8.4	5	行政	一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。改善後の設置者による測定で基準値以下 ( 2 . 2ng-TEQ/m <sup>3</sup> N ) 。	宮城県

測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
6.6	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.26ng-TEQ/m³N)。 集合煙突での測定	福岡県
6.6	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.26ng-TEQ/m³N)。 集合煙突での測定	福岡県
6.4	5	行政	改善命令及び一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく 措置 ] 。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.7ng-TEQ/m³N)。	広島県
6.4	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.37ng-TEQ/m³N)。	仙台市
6.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.027ng-TEQ/m³N)。	三重県
5.7	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	茨城県

# 廃棄物焼却炉(2t/時未満) 新設

<b>光来彻然如</b> 为	(21/时木冲 <i>)</i>	抓试		
測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
200	5	行政	改善命令及び一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく 措置 ] 。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	新潟市
38	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.34ng-TEQ/m³N)。	茨城県
30	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (2.1ng-TEQ/m³N)。	福岡県
26	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m³N)。	長野県
24	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.9ng-TEQ/m³N)。	仙台市
23	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (4.4ng-TEQ/m³N)。	青森市
22	5	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	北海道
22	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.3ng-TEQ/m³N)。	滋賀県
17	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.12ng-TEQ/m³N)。	北海道
17	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定実 施。測定結果報告待ち。	島根県
17	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m³N)。	宮崎県
15	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(0.39ng-TEQ/m³N)。	宮崎市
14	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (4.6ng-TEQ/m³N)。	群馬県
14	5	設置者	改善命令及び一時停止命令。H20.1.21施設使用廃止 届出。	長野県
13	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.11ng-TEQ/m³N)。	静岡県
12	5	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	静岡県

測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
12	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.3ng-TEQ/m³N)。	青森市
11	5	設置者	改善等を口頭指導。H20.1.21施設使用廃止届出。	東京都
10	5	行政	一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値 以下(1.0ng-TEQ/m³N)。	宮城県
10	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (2.4ng-TEQ/m³N)。	静岡県
9.0	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(3.6ng-TEQ/m³N)。 集合煙突で の測定	沖縄県
9.0	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(3.6ng-TEQ/m³N)。 集合煙突で の測定	沖縄県
9.0	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(3.6ng-TEQ/m³N)。 集合煙突で の測定	沖縄県
8.4	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(1.9ng-TEQ/m³N)。	栃木県
8.0	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	東京都
7.8	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.72ng-TEQ/m³N)。	静岡県
7.6	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	岩手県
7.5	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (1.4ng-TEQ/m³N)。	岡山県
7.0	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.80ng-TEQ/m³N)。	川越市
6.7	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定実施。測定結果報告待ち。	宮崎県
5.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(1.0ng-TEQ/m³N)。	埼玉県
5.4	5	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(2.4ng-TEQ/m³N)。	沖縄県
5.3	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(1.2ng-TEQ/m³N)。	宮崎県
5.2	5	行政	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	青森県
5.2	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(0.42ng-TEQ/m³N)。	宮崎県
5.2	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下 (1.0ng-TEQ/m³N)。	鹿児島市

平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

# 廃棄物焼却炉(2t/時未満) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
69	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	埼玉県

測定結果 (ng-TEQ/m³N)	基準値 (ng-TEQ/m³N)	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
59	10	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(7.5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	千葉県
52	10	行政	一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.5ng-TEQ/m³N)。	宮城県
46	10	行政	改善命令 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。改善後の 設置者による測定で基準値以下 ( 0.38ng- TEQ/m³N ) 。	埼玉県
38	10	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(6.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)。	千葉県
35	10	設置者	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	福岡県
35	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m³N)。	青森市
34	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下 (0.034ng-TEQ/m³N)。	宮崎市
29	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m³N)。	埼玉県
25	10	行政	改善等を文書指導。H20.3.22施設使用廃止届出。	下関市
23	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(6.7ng-TEQ/m³N)。	滋賀県
23	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定実施。測定結果報告待ち。	宮崎県
21	10	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	静岡県
21	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.8ng-TEQ/m³N)。	さいたま市
21	10	行政	一時停止命令 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m³N)。	長野市
20	10	設置者	改善等を文書指導。H19.8.30施設使用廃止届出。	名古屋市
20	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.0ng-TEQ/m³N)。	和歌山市
19	10	設置者	改善命令及び一時停止命令。H20.4.28施設使用廃止 届出。	長野県
19	10	設置者	H20.1.20施設使用廃止届出。	兵庫県
19	10	行政	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	名古屋市
18	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (10ng-TEQ/m³N)。	島根県
18	10	設置者	改善等を口頭指導。H20.6.16施設使用廃止届出。	北九州市
18	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(0.80ng-TEQ/m³N)。	長野市
17	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.0074ng-TEQ/m³N)。	山形県
17	10	行政	改善命令。H20.5.16施設使用廃止届出。	福山市

測定結果	基準値	測定者	その概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
( ng-TEQ/m <sup>3</sup> N )	( ng-TEQ/m <sup>3</sup> N )	設置者	   改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基	群馬県
10	10	双旦白	準値以下(0.65ng-TEQ/m³N)。	研為宗 
16	10	行政	改善命令。H20.6.24施設使用廃止届出。	埼玉県
15	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(0.45ng-TEQ/m³N)。	山形県
15	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (10ng-TEQ/m³N)。	三重県
15	10	設置者	改善命令 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。改善後の 設置者による測定で基準値以下(4.9ng-TEQ/m³N)。 集合煙突での測定	佐賀県
15	10	設置者	改善命令 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。改善後の 設置者による測定で基準値以下 (4.9ng-TEQ/m³N)。 集合煙突での測定	佐賀県
15	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(0.49ng-TEQ/m³N)。	宮崎県
14	10	設置者	改善等を文書指導 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。 改善対策実施中。施設使用停止継続中。	岩手県
14	10	行政	改善命令 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。改善後の 設置者による測定で基準値以下 ( 3.2ng-TEQ/m³N ) 。	栃木県
14	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(6.9ng-TEQ/m³N)。	千葉県
14	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.5ng-TEQ/m³N)。	神奈川県
14	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.7ng-TEQ/m³N)。	長崎県
14	10	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	横浜市
14	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査実 施。測定結果報告待ち。	鹿児島市
13	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止 継続中。	茨城県
13	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基 準値以下(2.5ng-TEQ/m³N)。	鳥取県
12	10	設置者	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	青森県
12	10	行政	改善命令 [ 廃棄物処理法に基づく措置 ] 。改善後の 設置者による測定で基準値以下 ( 2.5ng-TEQ/m³N ) 。	埼玉県
12	10	行政	改善等を文書指導。H19.11.1施設使用廃止届出。	鳥取県
12	10	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	横浜市
11	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による 測定で基準値以下(4.3ng-TEQ/m³N)。	新潟県
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	横浜市
11	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下 (1.5ng-TEQ/m³N)。 E3日31日までの関に、都道府県・政会市による測定	鹿児島市

注1)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者

欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成19年度中及び平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

# 表 - 4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況注1)

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 <sup>注2)</sup>	自治体
13000	10	廃棄物焼却炉にかかる廃ガ ス洗浄施設又は湿式集塵施 設	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	静岡県
36	10	廃棄物焼却炉にかかる廃ガ ス洗浄施設又は湿式集塵施 設		改善等を文書指導。改善後の行政検査で 基準値以下(0.67pg-TEQ/L)。	北九州市

- 注1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。
- 注2) 平成19年度中及び平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。

表 - 5 排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係 - 全国)<sup>注)</sup>

平成20年6月30日現在

		大気関係	水質関係
基準超	過件数	102	2
措	基準達成	69	1
置 後 の	対策実施中	20	1
措置後の対応状況	廃止	11	0
況	休止	2	0

注) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の状況を取りまとめた表 - 3 に、それ以降の状況(平成20年6月30日まで)を反映させた。

表 - 6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成20年4月1日~平成20年6月30日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	538	4
文書指導件数	223	0
一時使用停止命令	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う 測定件数	10	0
その他	16	0

注)表 - 1 (大気基準適用施設)及び表 - 3 (水質基準適用事業場)の設置者による 測定結果未報告施設・事業場に対し、平成20年4月1日から平成20年6月30日 までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表 - 7 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (都道府県・政令市別)

			大気基準適用施設	3	(郁坦桁乐			〈質基準適用事業	業場		
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命	法34条第1項の	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命	法34条第1頃の	その他	
	-2011	7.030	一時使用停止命 令	立入検査に伴う	4 17 13		74.0	\$	立入検査に伴う		
北海道	6			測定を実施					測定を実施	<del>                                     </del>	
青森県	0	1									
岩手県											
宮城県 秋田県	3									<u> </u>	
山形県	2										
福島県											
茨城県	24										
栃木県 群馬県	6				4						
埼玉県	7	10			4					<u> </u>	
千葉県	9	2		1	7						
東京都	5										
神奈川県新潟県	34									<del>                                     </del>	
富山県	2										
石川県	7			8							
福井県 山梨県											
長野県					1						
岐阜県	24										
静岡県	9					2				-	
愛知県 三重県	23	1			1	1	1	1	1	<del>                                     </del>	
滋賀県	17										
京都府	24		-	-						ļ	
大阪府 兵庫県	2 68	2								<del>                                     </del>	
奈良県	7										
和歌山県										L	
鳥取県	22									<del>                                     </del>	
島根県 岡山県	4									<u> </u>	
広島県	33										
山口県	1									<del></del>	
徳島県 香川県	14	6									
愛媛県	56										
高知県											
福岡県 佐賀県	25 3										
長崎県	3										
熊本県	3										
大分県	2			1						-	
宮崎県 鹿児島県	1	1								<del>                                     </del>	
沖縄県											
札幌市											
仙台市 さいたま市	<u>1</u>	1 2									
千葉市	3									1	
横浜市											
川崎市 新潟市	21					1				<u> </u>	
静岡市	21					'					
浜松市	1				1						
名古屋市 京都市	2	5									
大阪市											
堺市	5										
神戸市 広島市										ļ	
北九州市											
福岡市											
函館市					ļ				ļ	<del></del>	
旭川市 青森市	1									$\vdash$	
秋田市	'										
郡山市											
いわき市 宇都宮市	<u>1</u>				2					<del>                                     </del>	
川越市											
船橋市	3										
横須賀市 相模原市										<u> </u>	
富山市										<del>                                     </del>	
金沢市											
長野市										<b> </b>	
岐阜市 豊橋市										<del>                                     </del>	
岡崎市											
豊田市										<b></b>	
高槻市 東大阪市	1									<del>                                     </del>	
<u>東入阪市</u> 姫路市	2										
奈良市											
和歌山市	4	3								<u> </u>	
岡山市 倉敷市	16 10	3				1				<del>                                     </del>	
福山市	3										
下関市					1						
高松市 松山市										<del>                                     </del>	
高知市										<u> </u>	
長崎市											
熊本市	1										
大分市 宮崎市	1 2									-	
名崎市 鹿児島市	2									<u> </u>	
合 計	538		0							0	
34 S = 5	ひがま フのき	지목 사는 노고 예술	* 姓田土起生体包	・車券担に対し	平成20年4月	1日から6日20	ロキでの間に劫	これた世界の状況	ロな計トした		

#### 表 - 8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等(全国)

(平成20年4月1日~平成20年6月30日)

大勢	<b>贰基準適用施</b> 設	平成 2 0 年 現在の未幸	3月31日 8告施設数 <sup>注1)注2)</sup>	左記に計 E	上した施設の までの状況	<b>)平成20年</b> 注3 )注4 )注5	:6月30 )
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鉱供する	の製造の用に 焼結炉	5	1	0	5	0	1
製鋼用	電気炉	7	4	4	7	0	0
亜鉛回 (焙焼 炉、溶	収施設 炉、焼結炉、溶鉱 解炉、乾燥炉)	1	0	0	0	0	1
施設	二ウム合金製造炉、溶解炉、乾	57	40	10	40	3	44
	4 t/h以上	80	36	19	58	2	37
廃棄物烷	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	103	83	54	87	2	43
焼 却 炉	2 t /h未満 <sup>注 6 )</sup>	1,480	1,054	325	1,306	64	839
	小計	1,663	1,173	398	1,451	68	919
合計		1,733	1,218	412	1,503	71	965

- 注1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、 既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載 された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注2)「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が 無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測 定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。
- 注3)「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成20年4月1日から平成20年6月 30日までの間になされた報告。
- 注4)「休止」とは、平成19年度から引き続き休止状態にある施設及び平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。
- 注5)「廃止等」には、平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。
- 注6)焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

表 - 9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等(全国)<sup>注1)注3)</sup>

(平成20年4月1日~平成20年6月30日)

	(平月	<u> </u>	<u>4月1日</u>	~ 平成 2	0年6月	30日)
水質基準対象施設	3 1 日 未報告	)年3月 現在の 事業場数 <sup>[2)注4)</sup>		20年6月	」た事業 <sup>は</sup> 月30日 <sup>5)注6)</sup>	
	休止	未測定	報告	休止	廃止	未測定
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイト パルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物に よる漂白施設	0	1	1	0	0	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	1	0	0	0	0	1
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生 するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化ピニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施 設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体 分離施設等	0	0	0	0	0	0
アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉に係る廃がス洗浄施設、湿式集じ ん施設	0	1	0	0	0	1
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃がス洗浄施設 及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る廃がス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	27	18	5	13	3	24
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	0	0	0	0	1
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	1	0	0	1	1
下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)	3	4	3	3	0	1
水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設	3	1	1	0	0	3
슴計	38	26	10	16	4	34

- 注1)特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。
- 注2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。
- 注3)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
- 注4)「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未 測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。
- 注5)「報告」とは、注2)の期間における測定について、平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間になされた報告。
- 注6)「休止」とは、平成19年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成20年4月1日から平成20年6月 30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

表 - 10(1) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉 田辺 が 京											
-	平成20 31日現 未報告	)年3月 見在の 施設数	左平成2	記に計上 20年6月3	:した施設 0日までの	D状況	31日刊 未報告	施設数	左 平成2	記に計上 0年6月30	した施設0日までの	)状況	平成20 31日 未報告	見在の 施設数	左 平成2	記に計上 20年6月3	:した施設 0日までの	の状況
北海道	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
青森県 岩手県																		-
宮城県								! !										
秋田県 山形県								<u> </u> 									<del>                                     </del>	<del></del>
福島県 茨城県				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		!									<u> </u>	<u> </u>
栃木県																		
群馬県 埼玉県																	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>
千葉県 東京都																		ļ
神奈川県																		
新潟県 富山県								4	4								<del>                                     </del>	<del> </del>
石川県																		!
福井県 山梨県																		
長野県 岐阜県								i I									<del>                                     </del>	<del> </del>
静岡県 愛知県								ļ					1					<u> </u>
三重県													-					•
滋賀県 京都府								! !									<u> </u>	<del>                                     </del>
大阪府								Ì										
兵庫県 奈良県																		
和歌山県 鳥取県								<u> </u>										<u> </u>
島根県								!										
広島県																		
山口県 徳島県				<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<u> </u>	5	<u> </u>		5							<del> </del>	₩
香川県愛媛県																		
高知県																		
福岡県 佐賀県								<u> </u>									<u> </u>	<del> </del>
長崎県								ļ										
熊本県 大分県																		
宮崎県 鹿児島県								} !								-		<del> </del>
沖縄県																		
札幌市 仙台市							1			1								į
さいたま市 千葉市	1			1				<u> </u> 										<del>                                     </del>
横浜市 川崎市																		-
新潟市																		
静岡市 浜松市								<u>;                                    </u>										<u> </u>
名古屋市 京都市								<u> </u>										-
大阪市																		
堺市 神戸市								<u> </u> 										<del> </del>
広島市	1			1			1			1								-
北九州市 福岡市	1																	
函館市 旭川市								<u>.                                    </u>										
青森市 秋田市				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		ļ —								<u> </u>	<u> </u>	<del>                                     </del>
郡山市																		<u> </u>
いわき市 宇都宮市																		t
川越市 船橋市																		<del>                                     </del>
横須賀市								İ										
相模原市 富山市								! ! !										
金沢市 長野市				<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	<u> </u>		<u> </u>										<u> </u>
岐阜市								! !										
豊橋市 岡崎市																		
豊田市 高槻市																		<del>                                     </del>
東大阪市 姫路市																		
奈良市								<u> </u>										
和歌山市 岡山市		1				1												<b>-</b>
倉敷市	3			2				ļ										
福山市 下関市	3			3				<u> </u>								<b>_</b>		<u> </u>
高松市 松山市				-	-												-	<del>                                     </del>
高知市長崎市																		
熊本市								<u> </u>								<u>.</u>		<u> </u>
大分市 宮崎市																	<u> </u>	<u> </u>
鹿児島市							_	<u> </u>		_				_	_	_		<u> </u>
合 計	5	1_	0				7		4			0 等を計上	1	0	0	0	0	1

表 - 10(2) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

									亜鉛回	収施設	又作里天只	力」 - 1	川 - 都道府県・政令市別) 					
	平成20			結 <u>炉</u> :記に計上	1. 左旋弧	<b>Φ</b>		0年3月	溶鉱		した施設	ł m		0年3月			した施設	<u></u>
	31日现 未報告	施設数	平成	20年6月30	日までの	) 状況		施設数	平成2	20年6月3	り日までの	D状況	未報告	見在の 施設数	平成2	20年6月3	0日までの	D状況
北海道	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
青森県岩手県																		
宮城県秋田県																		
山形県福島県								ļ .										
茨城県																		
栃木県 群馬県																		
埼玉県 千葉県								<u> </u>										
東京都神奈川県								<u> </u>										
新潟県富山県																		
石川県																		<u> </u>
福井県 山梨県																		
長野県 岐阜県								<u> </u>										
静岡県 愛知県								ļ										
三重県 滋賀県																		
京都府																		
兵庫県																		
奈良県和歌山県																		
鳥取県 島根県																		
岡山県 広島県			_				-											
山口県徳島県								i I										
香川県愛媛県																		
高知県																		
福岡県 佐賀県																		
長崎県 熊本県																		<b>-</b>
大分県 宮崎県																		
鹿児島県 沖縄県																		
札幌市																		<u> </u>
仙台市 さいたま市								ļ										
千葉市 横浜市																		
川崎市 新潟市																		
静岡市 浜松市																		
名古屋市京都市																		
大阪市																		
堺市 神戸市								! !										
広島市 北九州市																		
福岡市 函館市							-											<u> </u>
旭川市青森市																		
秋田市郡山市																		
いわき市								<u> </u>										
宇都宮市川越市																		
船橋市 横須賀市																		
相模原市 富山市								! !										
金沢市長野市																		
岐阜市																		
豊橋市岡崎市																		
豊田市高槻市																		
東大阪市 姫路市																		
奈良市和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市 福山市																		
下関市 高松市																		
松山市 高知市																		
長崎市								<u> </u>										
大分市																		
宮崎市 鹿児島市								<u> </u>										
<u>合計</u> 注)表 - 50	0 の設置者		0  定結果	0 卡報告施設	0 みからの、	平成 2 (	9年4月	<u>0</u> 1日から	0 6月30	<u>0</u> 日の間の	0 報告状況	0 等を計上	した。	0	0	0	0	0

表 - 10(3) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等

(施設種類別 - 都道府県・政令市別)
アルミニウム合金製造施設 亜鉛回収施設 乾燥炉 小 計 焙焼炉 平成20年3月 31日現在の 未報告施設数 平成20年3月 31日現在の 未報告施設数 平成20年3月 左記に計上した施設の 平成20年6月30日までの状況 左記に計上した施設の 平成20年6月30日までの状況 左記に計上した施設の 平成20年6月30日までの状況 31日現在の 未報告施設数 休止 未測定 報告 休止 廃止等 未測定 休止 未測定 報告 休止 廃止等 未測定 休止 未測定 報告 休止 廃止等 未測定 栃木県 群馬県 東京都神奈川県新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府兵庫県 兵庫宗 奈良県 和歌山県 鳥根県 岡山島県 山口県 徳島県 受援県 高岡県県 福岡県県 佐貨崎県 長崎県 熊本分崎県 鹿児島県 沖縄県市 ・ 横浜市川崎市新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市 函館市 旭川市 青森市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 横須賀市 相模原市 富山市 金沢市長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 豊田市高槻市東大阪市 姫路市 奈良市 和歌山市 岡山市 倉敷市 福山市 下関市 下高松山知崎本分崎県 大宮県 
 度児島市
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 0
 <td

表 - 10(4) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

l								アル	ミニウム	合金製造	施設	)), b	- 都道府県・政令市別) 					
ļ	<del>∏</del> ≓ -			解炉			717 plb c		乾燥				₩-	0年2日	小	計		
	平成20 31日到	見在の		記に計上 20年6月3			31日ま			記に計上 20年6月30			31日ヨ	0年3月 見在の		記に計上 20年6月30		
	未報告 休止	施設数 未測定		休止				施設数未測定		休止				施設数未測定		休止		
北海道 青森県																		
岩手県 宮城県	1			1									1			1		
秋田県																		
福島県茨城県	2		5	2				<u> </u>					2		5	2		
栃木県	1	5	5	1			1	<del> </del> 		1			2			2		
群馬県 埼玉県	3	2		3		2		! !					3			3		2
千葉県 東京都		1	1											1	1			
神奈川県 新潟県	1	1	1			1							1	1	1			1
富山県 石川県		1				1								1				1
福井県 山梨県	1					1							1					1
長野県 岐阜県	2 1		1	2									2	1	1	2		
静岡県 愛知県	8	2		8		2	1	1				1	8			8		3
三重県 滋賀県	2		1	3									2		1	3		
京都府		3				3 2	1						3	3				3
大阪府 兵庫県	2					2	1					1	3					3
奈良県 和歌山県																		
鳥取県 島根県																		
岡山県 広島県																		
山口県 徳島県	1			1			1			1			2			2		
香川県愛媛県																		
高知県福岡県	5	8				13		1				1	5	9				14
佐賀県 長崎県																		
熊本県 大分県								<u> </u>										
宮崎県																		
鹿児島県 沖縄県																		
札幌市 仙台市																		
さいたま市 千葉市																		
横浜市 川崎市																		
新潟市 静岡市		3			2	1								3			2	1
浜松市 名古屋市	1			1									1			1		
京都市	3			3									3			3		
堺市 神戸市								!						! !				
広島市																		
北九州市 福岡市																		
函館市 旭川市																		
青森市 秋田市																		
郡山市 いわき市																		
宇都宮市 川越市																		
船橋市 横須賀市																		
相模原市富山市	2					2	2	<u> </u> !				2	4	<u> </u> !				
金沢市長野市																		
岐阜市 豊橋市								ļ						ļ				
豆桶巾 岡崎市 豊田市																		
高槻市																		
東大阪市 姫路市	8			8				   					8			8		
奈良市 和歌山市	1			1									1			1		
岡山市 倉敷市		8				8							1	8			1	8
福山市 下関市	2			2				<u> </u>					2	<u> </u>		2		
高松市 松山市	_																	
高知市長崎市																		
熊本市								! !						! !				
大分市 宮崎市																		
鹿児島市 合計	50	37	9	38	2	38	6	2	0	2	0	6	57	40	10	40	3	44

表 - 10(5) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	<u> </u>							(施設種類別 - 都道府県・政令市別) 											
			4t/h	n以上							苛				Okg/h以上	_~2t/h未	満		
	平成20: 31日現 未報告加	在の		記に計上 20年6月3			平成20 31日 未報告	見在の			した施設 日までの		31日ま	0年3月 見在の 施設数		記に計上 20年6月30			
北海道	休止		報告	休止	廃止等	未測定 1		未測定	報告	休止 2	廃止等	未測定		未測定			廃止等	未測定	
青森県岩手県	2			2			1			1			6		1	6	2		
宮城県	į							1	1				9	ļ		4	3	1	
秋田県 山形県				<u> </u>				1	1				6		1	6 4		<u> </u>	
福島県	į						2						7	1		7	1		
茨城県 栃木県	3			3			4			2 4			8 5	1	1	5			
群馬県 埼玉県	2			2			6	1	1	6			6 12	4	3	6 11	2	-	
千葉県	2	3	1	2		2	8			8			8	11	1	5	3		
東京都 神奈川県	16 1			1 <u>6</u> 1			10 1	4	4	10 1		3	7 6			7 6		<u> </u>	
新潟県 富山県		6	6				2	18	16		2	2	5 3		30	5 3		ļ	
石川県								2	2				1	4	4			<u> </u>	
福井県 山梨県	1					1	2			4			7			6	1		
長野県 岐阜県							1 4			1 4			16 13	4		15 13	1	<u> </u>	
静岡県	1	1	1	1			7	2		7		2	19	9			1		
愛知県 三重県	3	3	1			3 2	2		1	3		4	10 8	7	5				
滋賀県 京都府	1			1		1		2 4	2 4				9		3 8			-	
大阪府兵庫県	8	2	2			8	4		2			4	15 15						
奈良県	1			1			1			1			7	3		7			
1歌山県 鳥取県				<del></del>				3	1	2			2	2	2	2 2		<u> </u>	
島根県岡山県							1	1	1	1			4 7	4	1	5	-		
広島県							4			4			5			5		<u> </u>	
山口県 徳島県	3 1			3 1			1		2	2 1		2	23 13			23 13		<u> </u>	
香川県 愛媛県	1			1				1				1	5	2 6	2				
高知県	į						2					2	19	1					
福岡県 佐賀県	1	10	2	1	2	6	6	10	4	6		6	5 11		3				
長崎県 熊本県							4			4			20 4			20 4		<u> </u>	
大分県							1			1			4	2	2	4			
宮崎県 記島県	<del>- i</del>			<u> </u>				2	2				4	7	6	1 3	2		
沖縄県 札幌市								1		1			3	1		5			
仙台市													1			1			
<u>いたま市</u> 千葉市													4	1		4			
横浜市 川崎市	3					3	2	1	1			2		3	3			<u> </u>	
新潟市 静岡市		4	4			2		6	6					2	2		1		
浜松市	5	3		5		3	1	3	1	1		2	5			5	· ·		
3古屋市 京都市	3			3									6	2	2	5	1	-	
大阪市 堺市	1			1									4	1		4 2			
神戸市	- 1							1				1	1	<u>'</u>					
広島市 七九州市	2			2			1					1	3					<u> </u>	
福岡市 函館市			_				_						1 2						
旭川市														 					
青森市 秋田市																		<u> </u>	
郡山市	1			1			1					1	1			1	-		
都宮市	1 2			1			3			3			1			1		ļ	
川越市 船橋市	2					2								1				ļ	
横須賀市   模原市	3			<u> </u>		3							1	2				<u> </u>	
富山市	i	1				1							1	 					
金沢市 長野市													2			2			
岐阜市 豊橋市	1					1							3	-					
岡崎市 豊田市													2			1			
高槻市	- 1															<u>'</u>		<u> </u>	
更大阪市 姫路市								1	1				2	1	1				
奈良市 「歌山市	ij												1			1 3		-	
岡山市							1			1			7	2		7		<u> </u>	
倉敷市 福山市	2	2	2	2 2			2		1	2 1		1	1	4	2	1 6			
下関市 高松市													1		1			-	
松山市	-						2					2		<u> </u>					
高知市 長崎市							1	1				1	1					<u> </u>	
熊本市 大分市													3						
宮崎市	į						2			2				<u> </u>				<u> </u>	
記島市 合計	80	36	19	58	2	37	103	83	54	87	2	43	5 445	1 185	100	5 369	16	<u> </u>	

表 - 10(6) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

		40-1	= /L b.l -!	0001 "	+ 2**				廃棄物	焼却炉		刀 - 1	刊 - 都道府県・政令市別) 50kg/h未満(0.5m <sup>2</sup> 以上)					
	平成20	年3月	g/h以上 - 左		<u>未満</u> した施設	o O	平成20	年3月	g/h以上~ 左		未満 した施設	Ø		0年3月			<u>上)</u> :した施設	
	31日明 未報告	施設数	平成2	20年6月30	日までの	)状況	31日班 未報告	施設数	平成2	0年6月30	り日までの	)状況	未報告	現在の 施設数	平成2	20年6月3	0日までの	D状況
北海道	32	未測定 3	報告	32		木測正 3	2	未測定 1	報告	2		木測正 1		未測定	報告		廃止等	木測正
青森県 岩手県	13 11	1	1 2	10	1	2	3 2			3 2			1	1		1		1
宮城県 秋田県	5 3	4	1	5 3		3	2			2			1			1		
山形県福島県	2 8			2 8			1 2			1 2								
茨城県	43	45	13	47		28	6	2	1	6		1	1	3		2		2
栃木県 群馬県	8 8	32 5	2	8		30 3	4 5	8 1	1 1			7	1	1		2 1		1
埼玉県 千葉県	14 63	7 34	2	14 61		5 32	15 11	22 7	4 1				3		1	4		3 1
東京都神奈川県	12 11	14		11 11	1	14 1	10 4	25 4	1	8	3	24 3	3	11	1		1	9
新潟県	11	18	14	12		3	4	18	16			2	3		5	3		3
<u>富山県</u> 石川県	7	1 12	9	1 7		3	1	3		1		3		<u> </u>				<u> </u>
福井県 山梨県	12 3	1		3		12 1	1 4			4		1	4					4
長野県 岐阜県	15 17	14	9	14	1	4	7		1	5 7	2	-	2	<u> </u>		2		
静岡県	19	15	4	19		10	7 11	6 5	3			2	4		2			
愛知県 三重県	8 20	1 18	1 4		2	8 12	2 6	1 2	1	7		3	4			2	1	3 2
滋賀県京都府	16 3	11	6 6	15		6 1	5	2	2	5			3	1		3		1
大阪府	3	1				4	1					1						
兵庫県 奈良県	23 37	28 32	11 5	42		15 22	10 3	4		10 3		1 4	2			4 2		1
和歌山県	9 6	6 11	2 10	13 5		1	6	4	2	6		2	1			2 1		<u> </u>
島根県	3 8	4	1		1	1	1 4	1	1	1 4			1	3	2	1 2		1
広島県	8	15	11	9		3	2	3	2	2	1		5	1		5		1
山口県 徳島県	10 15	1 17	1	10 15		17	9			9 2			5 1			5 1		
香川県 愛媛県	11 12	8 29	1 11			7 18	4	1 17		4		1 17	2	1	1	2		2
高知県福岡県	9 15	29 53	5	14		38 46	3	7 40		3		10 39	1					4
佐賀県	5	5	1	7		2	2			2		1		14				14
長崎県 熊本県	11 10	1 2	1	11 10		1	5	2	1	5		1	6			6		
大分県 宮崎県	4 1	1 2		4 2		1	3	2	1	3		1	1			1		
鹿児島県沖縄県	7 7	6	4	8		1	1	1		2			2	4		6		
札幌市	,	9	4	12			2			3			2	4		0		
仙台市 さいたま市	2	1		2	1		1	2		1		2	3	<u> </u>		3		<u> </u>
千葉市 横浜市	1 8	3	3	1		9	1 19	3		1		22	1	1		1		5
川崎市新潟市	2	6	4	4		Ů	2	1	1							1		
静岡市	1	9	2	1	4	3	1	8	3	1	4	4	2	4		1	4	1
浜松市 名古屋市	5 5	1 5		5 6		1	2 1	4 2		2 1		4 2	1	1		1		1
京都市大阪市	11 1			11 1			13 1			12 1	1		2	ļ —		2		
堺市 神戸市	2	3		2		3	1	1				2	1					1
広島市	1					1							1					1
北九州市 福岡市	1			2		1												
函館市 旭川市													1	1				2
青森市 秋田市	i	2	1	1									2			2		
郡山市	2	_				2	2					2		<u> </u>				
いわき市 宇都宮市	1	1		1	1	2 1								 				
川越市 船橋市	3	2	2	3										<u> </u>				
横須賀市相模原市	1	1				2	1					1		<u> </u>				
富山市	3	1				4	1	1				1		<u>.                                    </u>				
金沢市 長野市	1 2	1		2		2	1			1								
岐阜市 豊橋市	2					2	1					1		<u> </u>			<u> </u>	<del></del>
岡崎市 豊田市	1					1	2			2				İ				
高槻市	1			1			2			2								
東大阪市 姫路市	4	1	1			1 2								<u> </u>				
奈良市 和歌山市	5 9	2	2	5			5 5			5 5			2			2 6		
岡山市	J	3	3					,								0		
倉敷市 福山市	4	2	1 1	4	1	1	1	1	1 1									
下関市 高松市	2					2	1					1		<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>
松山市高知市	3 4	e				3 10	•	1				4						
長崎市	4	U				4	2					2		<u> </u>				<u> </u>
熊本市 大分市	3 2	1		3		3	1	1 1		1		1 2	1	2		1		2
宮崎市 鹿児島市		1	1 1					1	1					i			$\vdash$	$\vdash$
合 計	680		166				246							74	13	96	7	67
注)表 - 5	の設置者	による測	定結果未	報告施設	はからの、	平成 2 C	年4月	IHから	6月30	∃の間の	報告状況	寺を計上	した。					

表 - 10(7) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

ļ	廃棄物焼却炉						(施設種類別 - 看						
-	平成20 31日現 未報告記	在の			した施設 )日までの		平成20年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上		:した施設の 0日までの状況		
北海洋	休止	未測定	報告		廃止等		休止	未測定	報告		廃止等 未測定		
北海道 青森県	53 26	7	1 1	53 26		6	53 26	7 1	1 1	53 26			
岩手県	22	6	3	18		3	22	6	3	18	4		
宮城県 秋田県	11 10	5	2	11 10		3	12 10	5	2	12 10			
山形県	7	2	2	.7			7	2	2	7			
福島県茨城県	17 60	1 56	15	17 66	1	35	19 61	1 61	20	19 67	1 3		
栃木県	26	41	3	25	1		28	41	3	27	1 3		
群馬県 埼玉県	20 53	7 38	3 10	20 52		4 24	20 56	8 40	4 10	20 55	5 2		
千葉県	95	57	4	91			95	58	5	91			
東京都	58	60	1	55	5	57	58	60	1	55	5 5		
神奈川県新潟県	28 25	9 101	5 87	28 24	2	4 13	28 26	9 106	5 92	28 24	2 1		
富山県	3	1		4			3	1		4			
石川県 福井県	9 23	21	15	9		6 23	9 24	22	15	9	2		
山梨県	18	1	1	17	1	1	18	1		17	1		
長野県	41	0.4	40	37 44	4		43 44	1	1	39	4		
岐阜県 静岡県	43 61	24 34	10 13	44 61	2	13 19	69	24 37	10 13	45 69	2 2		
愛知県	27	4	1			30	31	4	1		3		
三重県 滋賀県	41 34	36 17	12 11	40 32		22 8	43 34	38 17	13 11	43 32			
京都府	8	21	20	8		1	8	24	20	8			
大阪府	31	1	40	F.C.	^	32	34	1 40	40	F.C.	3 1		
兵庫県 奈良県	56 51	40 39	19 5	56 56	3	18 29	56 51	40 39	19 5	56 56	3 1		
和歌山県	17	11	3	25			17	11	3	25			
鳥取県 島根県	9	17 13	14 6	8 11	1 1	3 4	9	17 13	14 6	8 11	1		
岡山県	22	2	1	22		1	22	2	1	22			
広島県	24	19	13	25 52		4	24	19	13	25 50	1		
山口県 徳島県	52 33	1 21	1 2	52 33		19	59 33	1 21	1 2	59 33	1		
香川県	20	12	4	20		8	20	12	4	20			
愛媛県 高知県	19 34	56 40	14	19		42 74	19 34	56 40	14	19	- 4		
福岡県	29	148	13	29	5	130	34	157	13	29			
佐賀県	18	9	4	20		3	18	9	4	20			
長崎県 熊本県	35 25	1	2	35 25		1 2	35 25	1 4	2	35 25			
大分県	13	5	3	13		2	13	5	3	13			
宮崎県 鹿児島県	2 12	2 16	12	3 13	2	1	2 12	2 16	12	3 13	2		
沖縄県	15	16	4	27		'	15	16	4	27			
札幌市	3					3	3						
仙台市 さいたま市	1 6	1		1 6		3	2 6	1		2 6			
千葉市	7	3	3	7			8	3	3	8			
横浜市	36	5 5	5			41	36	5 5	5		4		
川崎市 新潟市	5	21	19	7			5	21	19	7			
静岡市	4	26	2	3		12	4	29	2	3	15 1		
浜松市 名古屋市	18 10	9 7	1	18 11	1	8 5	19 10	9 7	1	19 11	1		
京都市	35	2	2	33	2		38	2	2	36	2		
大阪市 堺市	6 6	5		6 5		6	6	5		6 5			
神戸市	7	1	Ì	ŭ		8	7			ŭ			
広島市	6					6	6						
北九州市 福岡市	4 2			4		2	6 2			6			
函館市	2					2	2						
旭川市 青森市	1 2	1 2	1	3		2	1 2	1 2	1	3			
秋田市	į	۷		3				2		3			
郡山市	5					5	5				4		
いわき市 宇都宮市	2 6	3 1		2 6		2 1	6	3 1		2 6			
川越市	2					2	2						
船橋市 横須賀市	3	3	2	3		1	3	3	2	3			
相模原市	6	3				9	6	3					
富山市	4	3				7	8	3 1			1		
金沢市 長野市	1 5	1		5		2	1 5	- 1		5			
岐阜市	7					7	7						
豊橋市 岡崎市	3					2	3						
豊田市	3		1	3		3	3			3			
高槻市	1			1			1			1			
東大阪市 姫路市	2 4	1 5	3	4		3 2	12	1 5	3	12			
奈良市	13			13			14			14			
和歌山市	23	2	2	23			23	3	2	23			
岡山市 倉敷市	8 6	5 11	5 7	8 6		3	8 7	5 19	5 7	8 6			
福山市	13	3	2	13		1	16	3	2	16			
下関市	1	1	1	1		^	3	1	1	3			
高松市 松山市	3 5					5	3 5						
高知市	5	8				13	5	8			1		
長崎市 熊本市	8 5	1		E		8 1	8 5	1		E			
大分市	6	4		5		10	6	4		5	1		
宮崎市	2	2	2	2			2		2	2			
鹿児島市	5	2	2	5			5	2	2	5	71 96		

表 - 11(1) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	硫酸塩パルプ(クラフトパルグ)又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ)の製造の用に供する「塩素 又は塩素化合物による漂白施設				( 加言文程実具万) - そ カーパイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設						那道府県・政令市別)  「別にか又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び選式集じん施設							
	31日 未報告	0年3月 現在の 事業場数 未測定	左記	記に計上し 20年6月3	」た事業 <sup>⅓</sup>	) 状況	31日3 未報告	0年3月 現在の 事業場数 未測定	左訂 平成2	己に計上し 20年6月3 休止	した事業 <sup>は</sup> 0日までの 	場の 0状況 未測定	平成2 31日 未報告	0年3月 見在の 事業場数 未測定	左記	己に計上	した事業 <sup>‡</sup> 0日まで <i>0</i>	場の D状況
北海道 青森県	WIL	不用足	ŦK□	WIL	<b>, 班</b> 工 寸	<b>小</b> 別足	WILL	不測足	和口	WILL	<b>廃</b> ഥ守	<b>小</b> 別足	WILL	不測足	和口	WIT	廃止守	<b>小</b> 规处
岩手県宮城県																		
秋田県山形県																		
福島県茨城県																		
栃木県 群馬県							1					1						
埼玉県 千葉県																		
東京都		ĺ						ĺ										
神奈川県 新潟県																		
富山県 石川県																		
福井県 山梨県																		
長野県 岐阜県																		
静岡県 愛知県																		
三重県 滋賀県		1	1															
京都府 大阪府				ĿŢ													ĿŢ	E
兵庫県 奈良県																		
和歌山県 鳥取県					 	 					 	<u> </u> 						<u> </u>
島根県																		
広島県山口県																		
徳島県香川県																		
愛媛県																		
福岡県																		
佐賀県 長崎県																		
熊本県 大分県																		
宮崎県鹿児島県																		
沖縄県 札幌市																		
仙台市 さいたま市																		
千葉市 横浜市																		
川崎市 新潟市																		
静岡市 浜松市		<u> </u>						<u> </u> 										<u> </u>
名古屋市 京都市																		
大阪市 堺市																		
神戸市 広島市																		
北九州市福岡市																		
函館市 旭川市					i	i e					i e							
青森市														1				
郡山市 いわき市														<u> </u>				
宇都宮市 川越市																		
船橋市																		
横須賀市 相模原市																		
富山市金沢市																		
長野市 岐阜市																		
豊橋市 岡崎市																		
豊田市高槻市																		
東大阪市 姫路市																		
奈良市 和歌山市					<u> </u>	<u> </u>					<u> </u>							
岡山市 倉敷市																		
福山市 下関市				<u>L</u>					L								<u>L</u>	E
高松市 松山市																		
高知市長崎市																		
熊本市 大分市																		
宮崎市 鹿児島市														<u> </u>				
合計	0	1	1	. 0		0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0		

表 -11(2)

設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別) 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの 担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設の うちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB 汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設 平成20年3月 平成20年3月 平成20年3月 左記に計上した事業場の 平成20年6月30日までの状況 左記に計上した事業場の 平成20年6月30日までの状況 左記に計上した事業場の 平成20年6月30日までの状況 1日現在の 未報告事業場数 1日現在の 未報告事業場数 1日現在の 未報告事業場数 報告 休止 廃止等 未測定 報告 休止 廃止等 未測定 休止 廃止等 未測定 休止 未測定 休止 未測定 休止 未測定

北青岩宮秋山福茨栃群埼千東海森手城田形島城木馬玉葉京川道県県県県県県県県県県県県県県県県駅 新富石福山長岐静愛三滋 京都府大阪府兵庫県奈良県 奈歌取根山島口島川媛知島山島川島県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県 高岡県 佐賀県 長本県 大字県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 札幌市 北九州市 福岡市 函館市 旭川市 青森市 秋田市市 が山市 いわき市 宇都宮市 川越市 船橋市 横須賀市 横相當金長岐豊岡県 豊田市 高槻市 東大阪市 姫路市 奈良市和歌山市 岡山市 倉敷市 福山市下関市 下 高松山市 高知市 長崎本市 熊本中市 大分市 宮崎市 鹿児島市 合計 注)表 -† 2: 0| 0: 0: 0: 2| 27: 18| 5: 13: 3: 24| - 7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成 2 0 年 4 月 1 日から 6 月 3 0 日の間の報告状況等を計上した。

710)類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設 下水道終末処理施設 平成20年3月 平成20年3月 平成20年3月 左記に計上した事業場の 平成20年6月30日までの状況 左記に計上した事業場の 平成20年6月30日までの状況 左記に計上した事業場の 平成20年6月30日までの状況 1日現在の 未報告事業場数 1日現在の 未報告事業場数 1日現在の 未報告事業場数 報告 休止 廃止等 未測定 報告 休止 廃止等 未測定 休止 未測定 休止 未測定 休止 未測定 北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神海森手城田形島城木馬玉葉京川道県県県県県県県県県県県県県県県県県県 奈歌 取 島 岡 広 山 徳 香 愛 高 良 山 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 愛高福佐長縣 大宮鹿 沖札伽賀崎本分崎島県県県県県県県県県県県県県県市市 横相當金長岐豊岡県 豊田市 高槻市 東大阪市 姫路市 奈良市和歌山市 岡山市 倉敷市 福山市 下関市 高松市 
 高松市

 松山市

 高知市

 長崎市

 熊本市

 大分市

 宮崎市

 鹿児島市

 合計

 1

 1

 1

 3

 4

 3

 3

 4

 3

 4

 3

 4

 3

 4

 3

 4

 3

 4

 3

 4

 3

 4

 3

 4

 3

 4

 4

 5

 6

 8

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 9

 10

 10

 11

 12

 13

表 - 1 1 ( 4 ) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

			合 計							
		見在の 事業場数	平成2	20年6月30	ンた事業均 )日までの	状況				
北海道 青森県	WIE	未測定	報告	休止	廃止等	未測定				
岩手県 宮城県										
秋田県										
山形県 福島県	1			1						
茨城県 栃木県	4	4								
群馬県	2			2						
埼玉県 千葉県	1			2 1						
東京都神奈川県	1	1		1	1					
新潟県	2		1	2						
富山県 石川県										
福井県 山梨県										
長野県										
岐阜県 静岡県	1 2	6	2	1 2	2	- 2				
愛知県 三重県	5 1	2	2		1	Ę				
滋賀県	1			1						
京都府 大阪府	2									
兵庫県 奈良県										
和歌山県										
鳥取県 島根県	2			2						
岡山県 広島県										
山口県	1			1						
徳島県 香川県										
愛媛県										
高知県 福岡県		4	1			:				
佐賀県 長崎県										
熊本県										
大分県 宮崎県										
鹿児島県 沖縄県										
札幌市										
仙台市 さいたま市										
千葉市 横浜市										
川崎市		2	2							
新潟市 静岡市	1	1	1							
浜松市 名古屋市										
京都市										
大阪市 堺市										
神戸市 広島市										
北九州市										
福岡市 函館市										
旭川市										
青森市 秋田市	1	2				;				
郡山市	1									
宇都宮市										
川越市 船橋市										
横須賀市 相模原市										
富山市	1									
金沢市 長野市										
岐阜市 豊橋市										
岡崎市										
豊田市高槻市										
東大阪市	1									
姫路市 奈良市	1									
和歌山市										
倉敷市		1	1							
福山市 下関市										
		_								
高松市										
高松市 松山市 高知市										
高松市 松山市 高知市 長崎市 熊本市	1									
高松市 松山市 高知市 長崎市	1					,				